第四十二号の十四の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第24項の規定による
完了検査引受証

第　　号
年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による工事について、建築基準法第18条第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

１．確認済証番号　　第　　号
２．確認済証交付年月日　　年　月　日
３．確認済証交付者
４．工事完了（予定）年月日　　年　月　日
５．検査引受年月日　　年　月　日
６．建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

検査済証を交付できない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第22項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として

（新設）

第四十二号の十五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

検査済証を交付できない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。